

豊能地域救急医療対策事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日又は夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を豊能地域（豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町の地域。以下「地域」という。）内の病院群が共同連帯して確保する方式に参加する医療機関（以下「病院群輪番制病院」という。）の運営費に要する費用の一部を地域を構成する市町が共同して補助することにより、地域における救急傷病者への医療体制の整備を図ることを目的とする。

補助に係る所要事務については、地域を代表する豊中市（以下「市」という。）が所掌し、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和 57 年豊中市規則第 15 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第 2 条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、別に定める豊能地域救急医療対策事業補助実施要綱に基づく病院群輪番制病院運営事業及び小児救急医療支援事業とする。

(交付額の算定方法)

第 3 条 補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、予算の範囲内で交付額を決定する。

ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申込み)

第 4 条 この要綱による補助を受けようとする者は、地域を代表する市の長（以下「市長」という。）が別に定める期日までに、豊能地域救急医療対策事業運営費補助金交付申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、前条による交付申込みがあった場合、申込書等関係書類の審査及び必要に応じて行う調査等により適当と認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第 6 条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の遂行に関し、検査を行うことがある。
- (2) 事業に要する経費の配分を変更する場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 10 年間保管しておかなければならない。

(6) 補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(7) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。(市町村が補助する事業を除く。)

(補助金の交付決定の通知)

第 7 条 市長は、補助金の交付決定を行ったときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を、補助金の交付の申込みをした者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第 8 条 市長は、補助金の交付決定を行った場合において、次に掲げるその後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するものとする。

ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(1) 天変地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が、補助金の交付の決定後生じた事情の変化により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

(補助金の交付の申込みの取り下げ)

第 9 条 補助事業者は、第 7 条の規定による通知を受け取った日から起算して 10 日以内に限り当該申込みを取り下げることができる。

2 前項の規定による取り下げがあったときは、当該申込に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助事業の遂行等の命令)

第 11 条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとする。

3 市長は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を市長が指定する日までにとらないときは、第 16 条第 1 項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、豊能地域救急医療対策事業運営費補助金事業実施状況報告書（様式第 2 号）を、各四半期経過後 1 月以内（第 4 四半期にあつては、実績報告書を提出す

るとき)までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、豊能地域救急医療対策事業運営費補助金補助事業実績報告書(様式第3号)を補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内に(この補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合は、当該会計年度の翌年度の4月5日までに)市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合、実績報告書等関係書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の確定の後、当該補助金を交付する。

(決定の取り消し)

第16条 市長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条の規定は、第1項の規定による取り消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第18条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、

納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 5 第 1 項又は前項の規定に定める加算金又は延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年あたりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(その他)

第 19 条 この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成 12 年 9 月 22 日から実施し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 1 月 28 日から実施し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 11 月 6 日から実施し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 6 日から実施し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から実施し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から実施し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 21 日から実施し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 9 日から実施し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 31 日から実施し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 13 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 1 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 12 日から実施し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 28 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 30 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 31 日から実施し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から実施し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 31 日から実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、別紙 1 中の「天皇の即位の日および即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）に規定する休日」は令和元年度限りとする。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から実施し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から実施し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日から実施し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別 表（第 3 条関係）

区 分		1 基 準 額	2 対 象 経 費
休日	休日	次により算出された額 3,900 円×診療日数 ただし、概算の基準額単価により	当番日における病院群輪番制病院（小児科を除く）の運営に必要な医師等の給与費 医師等の給与費（常勤職員給与費，非常勤職員給与費，法定福利費等）
	夜間	算出した交付額に補正率を乗じた額を交付額とする。	
小児救急医療支援事業	休日	次により算出された額 19,100 円×診療日数 ただし、概算の基準額単価により	当番日における小児科救急を行う病院群輪番制病院の運営に必要な医師等の給与費及び報償費 医師等の給与費（常勤職員給与費，非常勤職員給与費，法定福利費等） 医師の報償費（医師雇上謝金）
	夜間	算出した交付額に補正率を乗じた額を交付額とする。	
	夜間 加算	労働基準法第 37 条第 1 項及び第 4 項に定める割増賃金（時間外 125/100 以上）及び深夜（150/100、160/100 又は 125/100 以上）を手当している場合 次により算出された額 11,100 円×診療日数 ただし、概算の基準額単価により 算出した交付額に補正率を乗じた額を交付額とする。	

（注）

- 1.診療日数の算出方法については、別紙 1 を参照のこと。
- 2.基準額単価の算出方法については、別紙 2 を参照のこと。
- 3.補正率＝補助基準額（1 ブロックあたり）÷各医療機関への仮支出額（補正前）

豊能地域救急医療対策事業
運営費補助金交付申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住所
氏名

〔 法人の場合にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

年度における豊能地域救急医療対策事業運営費補助金をつぎのとおり受けたいので、豊能地域救急医療対策事業運営費補助金交付要綱第 4 条の規定により申込みします。

補助申込額 金 円	休日夜間二次救急診療体制運営事業 金 円
	病院群輪番制病院運営事業 金 円
	小児救急医療支援事業 金 円

添付書類

- 1. 運営事業計画書・・・・・・・・・・様式（1）－1
- 2. 収支予定表・・・・・・・・・・様式（1）－2

休日夜間二次救急診療体制運営事業計画書

(病院群輪番制病院運営事業)

(施設名)

(その1)

開設者	許 可 病床数	当日の診療体制														当 番 予定日数
		計		医師		看護師		放射線技師		検査技師		薬剤師		その他		
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
	床		人		人		人		人		人		人		人	日

(注)「当番日の診療体制」欄は、病院群輪番制病院運営事業を実施するための職員数を記入すること(当番日の病院全体の職員ではありません。また、病院群輪番制病院運営事業及び小児救急医療支援事業の両事業を実施している医療施設においては、小児救急医療支援事業の体制を除くこと)。

当番日によって職員数が異なる場合は、最も少人数の日の数を記入すること。

施設内の職員による体制を本書で、オンコールによる体制を()書で外数で記入すること(例えば、施設内の常勤医師1名、オンコール体制の常勤医師2名、施設内の非常勤医師3名、オンコール体制の非常勤医師4名の診療体制の場合、

医師	
常勤	非常勤
1(2)	3(4)

(その2)

対象経費の支出予定額	基準額	選定額
円	円	円

(注)「選定額」の欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」の少ないほうの額を記入すること。

休日夜間二次救急診療体制運営事業計画書

(小児救急医療支援事業)

(施設名)

(その1)

開設者	許 可 病床数	当日の診療体制														当 番 予定日数
		計		医師		看護師		放射線技師		検査技師		薬剤師		その他		
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
	床		人		人		人		人		人		人		人	日

(注)「当番日の診療体制」欄は、小児救急医療支援事業を実施するための職員数を記入すること（当番日の病院全体の職員ではありません。また、病院群輪番制病院運営事業及び小児救急医療支援事業の両事業を実施している医療施設においては、病院群輪番制病院運営事業の体制を除くこと）。

当番日によって職員数が異なる場合は、最も少人数の日の数を記入すること。

施設内の職員による体制を本書で、オンコールによる体制を（ ）書で外数で記入すること（例えば、施設内の常勤医師 1 名、オンコール体制の常勤医師 2 名、施設内の非常勤医師 3 名、オンコール体制の非常勤医師 4 名の診療体制の場合、

医師	
常勤	非常勤
1(2)	3(4)

(その2)

対象経費の支出予定額	基 準 額	選 定 額
円	円	円

(注)「選定額」の欄には、「対象経費の支出予定額」と「基準額」の少ないほうの額を記入すること。

休日夜間二次診療体制運営事業収支予定表

(病院群輪番制病院運営事業)

(施設名)

区 分	総 額	対象経費の 支出予定額	備 考
給与費	円	円	当番予定日数 日
1 常勤職員給与			{ 休日 日 夜間 日
(1) 医 師			
(2) 看護師			
(3) 医療技術員			
(4) その他			
2 非常勤職員給与			
(1) 医 師			
(2) 看護師			
(3) 医療技術員			
(4) その他			
計			

1 病院群輪番制病院運営事業の当番日と小児救急医療支援事業の当番日が同一日、同一診療体制の場合は、病院群輪番制病院運営事業のみ算定すること。

2 「総額」欄は、当該病院の年間予定額を記入すること。

3 「対象経費の支出予定額」欄は、当番日の年間予定額を記入すること。

4 様式(1)－1－アにおける「当番日の診療体制」において記載した職員数と異なる日がある職種、または職員数が同じであるが、日によって常勤職・非常勤職が混在している職種がある場合、その内訳(勤務形態、割合等)を備考欄に記入すること。

(例：週6日 2名体制・週1日 1名体制、常勤週5日、非常勤週2日 等)

休日夜間二次診療体制運営事業収支予定表

(小児救急医療支援事業)

(施設名)

区 分	総 額	対象経費の 支出予定額	備 考
給与費	円	円	当番予定日数
1 常勤職員給与			日
(1) 医 師			(休 日 日)
(2) 看護師			夜 間 日
(3) 医療技術員			夜間加算 日
(4) その他			
2 非常勤職員給与			
(1) 医 師			
(2) 看護師			
(3) 医療技術員			
(4) その他			
3 報償費			
(1) 医師雇上謝金			
計			

1 病院群輪番制病院運営事業の当番日と小児救急医療支援事業の当番日が同一日、同一診療体制の場合は、小児救急医療支援事業のみ算定すること。

2 「総額」欄は、当該病院の年間予定額を記入すること。

3 「対象経費の支出予定額」欄は、当番日の年間予定額を記入すること。

4 様式(1)－1－イにおける「当番日の診療体制」において記載した職員数と異なる日がある職種、または職員数が同じであるが、日によって常勤職・非常勤職が混在している職種がある場合、その内訳(勤務形態、割合等)を備考欄に記入すること。

(例：週6日 2名体制・週1日 1名体制、常勤週5日、非常勤週2日 等)

豊能地域救急医療対策事業運営費 補助金事業実施状況報告書

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住所
氏名

〔法人の場合にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

豊能地域救急医療対策事業運営費補助金交付要綱第 12 条の規定により、 年度
第 四半期における休日夜間二次救急診療体制運営実施状況について、次のとおり報告
します。

添付書類

- ☐ 1. 休日夜間二次救急診療体制運営事業当番調・・・様式（2）－1－ア
（病院群輪番制病院運営事業）
- ☐ 2. 休日夜間二次救急診療体制運営事業当番調・・・様式（2）－1－イ
（小児救急医療支援事業）

様式(2)-1-ア

休日夜間二次救急診療体制運営事業当番調（ ～ 月分）

（病院群輪番制病院運営事業）

（施設名 ）

月	月	月	月
日数	休日： 日	休日： 日	休日： 日
	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日
	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日

注 「日数」の欄には、当該施設が行った休日・夜間・合計（当番日数）の日数を記入すること。

様式(2)-1-イ

休日夜間二次救急診療体制運営事業当番調（ ～ 月分）

（小児救急医療支援事業）

（施設名 ）

月	月	月	月
日数	休日： 日	休日： 日	休日： 日
	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日
	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日
	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日

注 「日数」の欄には、当該施設が行った休日・夜間・合計（当番日数）・及び夜間加算の日数を記入すること。

年度豊能地域救急医療対策事業
運営費補助金補助事業実績報告書

年 月 日

豊中市長 様

申込者 住所
氏名

〔 法人の場合にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕

豊能地域救急医療対策事業運営費補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の名称	病院群輪番制病院運営事業	小児救急医療支援事業
補助事業の実績		
補助事業の経費の 使用方法		
補助金の交付決定額		
補助金の精算額		
補助事業の完了の期日		
補助事業の効果		

	対象経費の実支出費	基 準 額	選 定 額
病院群輪番制			
小児救急医療			

(注)「選定額」の欄には、「対象経費の実支出額」と「基準額」の少ない方の額を記入すること。

添付書類

- ☐1.運営事業実績書（病院群輪番制病院運営事業）・・・様式(3)-1-ア
- ☐2.運営事業実績書（小児救急医療支援事業）・・・様式(3)-1-イ
- ☐3.運営事業実績額明細書（病院群輪番制病院運営事業）・・・様式(3)-2-ア
- ☐4.運営事業実績額明細書（小児救急医療支援事業）・・・様式(3)-2-イ
- ☐5.当該事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本（原本証明を要す。）
- ☐6.その他参考となる書類

休日夜間二次救急診療体制運営事業実績書

(病院群輪番制病院運営事業)

(その1)

(施設名)

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
日 数	休日： 日	休日： 日	休日： 日	休日： 日	休日： 日	休日： 日
	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日
	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日
月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
日 数	休日： 日	休日： 日	休日： 日	休日： 日	休日： 日	休日： 日
	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日	夜間： 日
	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日	合計(当番日数)： 日

合計 (年間)	休日： 日
	夜間： 日
	合計(当番日数)： 日

注1 「日数」の欄には、当該施設が行った一月ごとの休日・夜間・合計（当番日数）の日数を記入すること。

注2 「合計（年間）」には、4月～3月までの合計日数を記入すること。

(その2)

(施設名)

1 患者数等										
区 分		計	内 科	外 科	科	科	科	科	科	備考
患者延数	入 院	人	人	人	人	人	人	人	人	病院群輪 番制病院 運営事業 ※小児科 を除く
	外 来									
	計									
1日(当番日) 平均	入 院									
	外 来									
	計									
実診療(当番日)日数		日								
2 職員数										
職員数		全職員数	1日あたり従事者数				備 考			
職種別			常 勤		非 常 勤		※小児救急の体制は除く。 また、当番日によって職員数が異なる場合は、最も少人数の日の日数を記入すること。			
		施設内	オンコール	施設内	オンコール					
医 師		人	人	人	人					
看護師										
放射線技師										
検査技師										
薬剤師										
事務職員等										
計										
3 取扱患者の来院・方法別内訳										
区 分		初期救急医療施設から転送			その他			計		
		救急車	その他	小 計	救急車	その他	小 計			
入 院		人	人	人	人	人	人	人		
外 来										
計										

休日夜間二次救急診療体制運営事業実績書

(小児救急医療支援事業)

(施設名)

(その1)

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
日数	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日
	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日
月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
日数	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日
	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日	夜間加算： 日

合計 (年間)	休日： 日 夜間： 日 合計(当番日数)： 日
	夜間加算： 日

注1 「日数」の欄には、当該施設が行った一月ごとの休日・夜間・合計（当番日数）及び夜間加算の日数を記入すること。

注2 「合計（年間）」には、4月～3月までの合計日数を記入すること。

(その2)

(施設名

)

1 患者数等										
区 分		計	内 科	外 科	科	科	科	科	科	備考
患者延数	入 院	人	人	人	人	人	人	人	人	小児救急 医療支援 事業
	外 来									
	計									
1日(当番日) 平均	入 院									
	外 来									
	計									
実診療(当番日)日数		日								
2 職員数										
職員数		全職員数	1日あたり従事者数				備 考		※「1患者数」及び「3取扱患者の来院・方法別内訳」においては、当番日（「休日：午前8時～午後6時」、「夜間：午後6時～翌日午前8時」）における実績を記入願います。	
職種別			常 勤		非 常 勤					
		施設内	オンコール	施設内	オンコール					
医 師	人	人	人	人	人	※小児救急以外の体制は除く。 また、当番日によって職員数が異なる場合は、最も少人数の日の日数を記入すること。				
看護師										
放射線技師										
検査技師										
薬剤師										
事務職員等										
計										
3 取扱患者の来院・方法別内訳										
区 分		初期救急医療施設から転送			その他			計		
		救急車	その他	小 計	救急車	その他	小 計			
入 院		人	人	人	人	人	人	人		
外 来										
計										

休日夜間二次診療体制運営事業実績額明細書

(病院群輪番制病院運営事業)

(施設名)

区分	総 額	対象経費の 実支出額	備考
給与費	円	円	当番予定日数 日
1 常勤職員給与			
(1) 医師			(休日 日)
(2) 看護師			(夜間 日)
(3) 医療技術員			
(4) その他			
2 非常勤職員給与			
(1) 医師			
(2) 看護師			
(3) 医療技術員			
(4) その他			
計			

1 病院群輪番制病院運営事業の当番日と小児救急医療支援事業の当番日が同一日、同一診療体制の場合は、病院群輪番制病院運営事業のみ算定すること。

2 「総額」欄は、当該病院の年間実支出額を記入すること。

3 「対象経費の支出予定額」欄は、当番日の年間実支出額を記入すること。

4 様式(3)－1－ア(その2)における「当番日の診療体制」において記載した職員数と異なる日がある職種、または職員数が同じであるが、日によって常勤職・非常勤職が混在している職種がある場合、その内訳(勤務形態、割合等)を備考欄に記入すること。

(例：週6日 2名体制・週1日 1名体制、常勤週5日、非常勤週2日 等)

休日夜間二次診療体制運営事業実績額明細書

(小児救急医療支援事業)

(施設名)

区分	総 額	対象経費の 実支出額	備考
給与費	円	円	当番予定日数 日
1 常勤職員給与			日
(1) 医師			休日 日
(2) 看護師			夜間 日
(3) 医療技術員			夜間加算 日
(4) その他			
2 非常勤職員給与			
(1) 医師			
(2) 看護師			
(3) 医療技術員			
(4) その他			
3 報償費			
(1) 医師雇上謝金			
計			

1 病院群輪番制病院運営事業の当番日と小児救急医療支援事業の当番日が同一日、同一診療体制の場合は、小児救急医療支援事業のみ算定すること。

2 「総額」欄は、当該病院の年間実支出額を記入すること。

3 「対象経費の支出予定額」欄は、当番日の年間実支出額を記入すること。

4 様式(3)-1-イ(その2)における「当番日の診療体制」において記載した職員数と異なる日がある職種、または職員数が同じであるが、日によって常勤職・非常勤職が混在している職種がある場合、その内訳(勤務形態、割合等)を備考欄に記入すること。

(例: 週6日 2名体制・週1日 1名体制、常勤週5日、非常勤週2日 等)

診療日数の算出方法

1. 休日夜間二次救急診療体制（病院群輪番制病院運営事業・小児救急医療支援事業）

診療日数は、診療日数が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ 1 日とする。ただし、休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝日及び休日並びに年末年始の日（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）とする。

なお、病院群輪番制病院運営事業の当番日と小児救急医療支援事業の当番日が、同一日、同一医療機関、同一診療体制の場合は、小児救急医療支援事業においては、算出しないものとする。

区 分	対 象 時 間
休 日	午前 8 時から午後 6 時まで診療を行うもの。
夜 間	午後 6 時から翌日午前 8 時まで診療を行うもの。

基準額単価の算出方法

1. 基準額単価について（病院群輪番制病院運営事業・小児救急医療支援事業）

補助金の支出額の積算については、固定通年制病院の補助対象日数は、439 日（令和 5 年度）、輪番制病院の補助対象日数は当番日数とし、それぞれ補助対象日数の総和をもって、**補助基準額**を除いた額を基準額単価とし、それを当該医療機関の対象日数に乘じて交付することを原則とする。

なお、同一病院で小児科と小児科以外の両方の救急体制を確保している場合は、両事業（病院群輪番制病院運営事業と小児救急医療支援事業）の補助金の併給は可能である。

しかしながら、年度末になるまで、補助対象日数が確定しない、また、年度途中における救急告示病院の辞退、増加、当番日不遵守等による基準額単価の変動の可能性への対応、年度途中に示される国の基準額の改正に対応等のため、年度当初において医療機関へ提示する基準額単価は、前段を参考に算出した**概算**を示し、交付要綱第 3 条中の「予算の範囲内で交付額を決定する。」を根拠に、年度末に、先に示した概算の基準額単価（百円未満の端数は切り上げ）により算出した交付額に補正率を乗じた額を交付額とする。

《補助金の交付基準：令和 5 年度ベース》

ア. 病院群輪番制病院運営事業

診療日数〈年間〉439 日（休日：73 日 夜間：366 日）

補助基準額（1 ブロックあたり）

@71,040×439 日＝31,186,560 円

イ. 小児救急医療支援事業

診療日数〈年間〉439 日（休日：73 日 夜間：366 日）

補助基準額（1 ブロックあたり）

@41,148×439 日＝18,063,972 円

ウ. 夜間における加算措置

診療日数〈年間〉366 日（夜間：366 日）

補助基準額（1 ブロックあたり）

@19,782×366 日＝7,240,212 円

(案による交付例：対象経費の実支出額が基準額を上回る場合を想定)

1. 基準額算出根拠

ブロックにおける病院群輪番制病院運営事業の医療機関への補助

ブロック内病院群輪番制病院運営事業の医療機関	4 病院
------------------------	------

A 病院（固定通年制） 当番予定日数：439 日

B 病院（固定通年制） 当番予定日数：439 日

C 病院（輪番制） 当番予定日数：281 日

D 病院（輪番制） 当番予定日数：56 日

ブロックに対する補助基準額

@71,040×439 日=31,186,560 円・・・①

基準額単価（概算）の算出

31,186,560 円÷(439 日+439 日+281 日+56 日)=25,700 円(百円未満切り上げ)

【補助要綱上の基準額】

パターン①（ブロック内の診療機関の診療日数が予定日より減少しており、かつブロック
に対する基準額を所要額が下回る場合）

各医療機関の実診療日数

A 病院（固定通年制）	診療日数：410 日
B 病院（固定通年制）	診療日数：300 日
C 病院（輪番制）	診療日数：100 日
D 病院（輪番制）	診療日数：50 日

各医療機関への仮支出額（補正前）

A 病院	$25,700 \text{ 円} \times 410 \text{ 日} = 10,537,000 \text{ 円}$
B 病院	$25,700 \text{ 円} \times 300 \text{ 日} = 7,710,000 \text{ 円}$
C 病院	$25,700 \text{ 円} \times 100 \text{ 日} = 2,570,000 \text{ 円}$
D 病院	$25,700 \text{ 円} \times 50 \text{ 日} = 1,285,000 \text{ 円}$

計 22,102,000 円・・・②

※ ①ブロックに対する補助基準額＞②各医療機関への仮支出額（補正前）

この場合、②各医療機関への仮支出額（補正前）を各医療機関への補助交付額とする。

パターン②（ブロック内の診療機関の診療日数が予定日より減少している、または診療日数が予定日数と等しい場合でかつ、ブロックに対する基準額を所要額が上回る場合）

各医療機関の実診療日数

A 病院（固定通年制）	診療日数：439 日
B 病院（固定通年制）	診療日数：439 日
C 病院（輪番制）	診療日数：281 日
D 病院（輪番制）	診療日数：56 日

各医療機関への仮支出額（補正前）

A 病院	$25,700 \text{ 円} \times 439 \text{ 日} = 11,282,300 \text{ 円}$
B 病院	$25,700 \text{ 円} \times 439 \text{ 日} = 11,282,300 \text{ 円}$
C 病院	$25,700 \text{ 円} \times 281 \text{ 日} = 7,221,700 \text{ 円}$
D 病院	$25,700 \text{ 円} \times 56 \text{ 日} = 1,439,200 \text{ 円}$

計	31,225,500 円・・・②
---	------------------

※ ①ブロックに対する補助基準額<②各医療機関への仮支出額（補正前）

この場合、②各医療機関への仮支出額（補正前）に下記補助率を乗じた額を各医療機関への補助交付額とする。

補助率算出

$31,186,560 \text{ 円} \div 31,225,500 \text{ 円} = 0.9988$ (小数点第 5 位を四捨五入)

各医療機関への補助交付額支出額（補正後：千円未満切り捨て）

A 病院	$25,700 \text{ 円} \times 439 \text{ 日} \times 0.9988 = 11,268,000 \text{ 円}$
B 病院	$25,700 \text{ 円} \times 439 \text{ 日} \times 0.9988 = 11,268,000 \text{ 円}$
C 病院	$25,700 \text{ 円} \times 281 \text{ 日} \times 0.9988 = 7,213,000 \text{ 円}$
D 病院	$25,700 \text{ 円} \times 56 \text{ 日} \times 0.9988 = 1,437,000 \text{ 円}$

計	31,186,000 円
---	--------------